

外為法法令遵守立入検査結果について
(安全保障貿易関係)
【2021年度】

令和4年9月
経済産業省 貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

法令遵守立入検査について

- 平成17年6月、包括輸出許可申請に際し輸出管理内部規程（CP）の整備とその確実な実施が要件化されたことに伴い、輸出者等における適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査は、法令違反の有無にかかわらず包括輸出許可保有者などCP届出企業を中心に全ての輸出者等を対象に実施。
- 法令遵守立入検査の方法としては、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の項目に沿って、内部規程の整備状況や実際の取組状況等に関し、適宜関係書類等を確認しつつ聴取。
- 立入検査の結果は、①指摘なし、②対応依頼、③重大な指摘、のいずれかをもって通知。また、その他、口頭によるアドバイスもあり。
※もし②又は③の通知を受けた輸出者等が所要の措置を講じない場合、以降のCL届出が不受理となる可能性あり。
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前年度に引き続き、web会議ツールを活用したリモートによる検査を実施。
※本資料における「立入検査」はリモートによる検査も含む。

(注)その他、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も適宜実施。

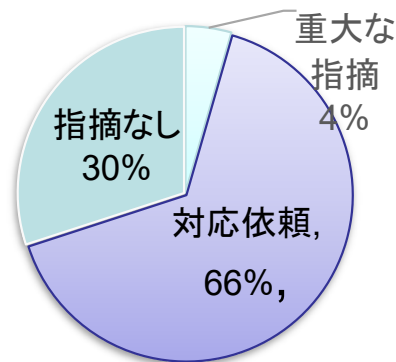
令和3年度立入検査結果概要

- 令和3年度の法令遵守立入検査件数は90件（うち、CP届出企業75件）。また、このうち中小企業に対する立入検査件数は34件（うち、CP届出企業19件）で、全体の約38%。なお、別途、事後審査に係る立入検査件数は9件（うち、CP届出企業4件）。
- 法令遵守立入検査において、「重大な指摘」又は「対応依頼」をした企業は全体の70%。中小企業のみに着目すると74%となり、これをやや上回る結果となった。

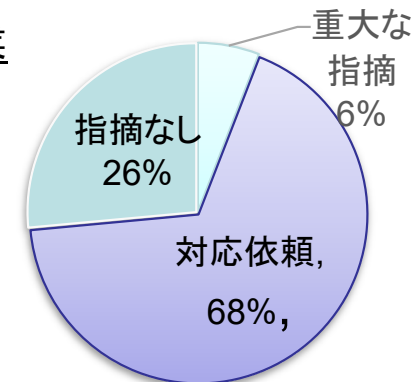
法令遵守立入検査の結果

	指摘なし	対応依頼	重大な指摘	合計
全体	27件	59件	4件	90件
うち中小企業	9件	23件	2件	34件

全体



うち中小企業



(参考)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
CP届出企業数	1,440	1,426	1,430	1,414	1,399	1,391
立入検査の件数※	96	111	107	117	53	99

※: 事後審査に係る立入検査を含む

令和3年度立入検査における指摘状況

- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査、輸出管理体制に関する項目が、また、「アドバイス」では取引審査、監査、教育に関する項目の指摘が多かった。

検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	1件	24件	4件	29件
取引審査 (うち、該非判定)	2件 (0件)	66件 (17件)	37件 (10件)	105件 (27件)
出荷管理	1件	6件	7件	14件
監査	0件	13件	25件	38件
教育	1件	7件	24件	32件
資料管理	0件	9件	4件	13件
子会社・関連会社指導	0件	3件	4件	7件
違反報告・再発防止	0件	1件	0件	1件
包括許可	1件	13件	7件	21件
合計	6件	142件	112件	260件

令和3年度立入検査における指摘状況(うち中小企業)

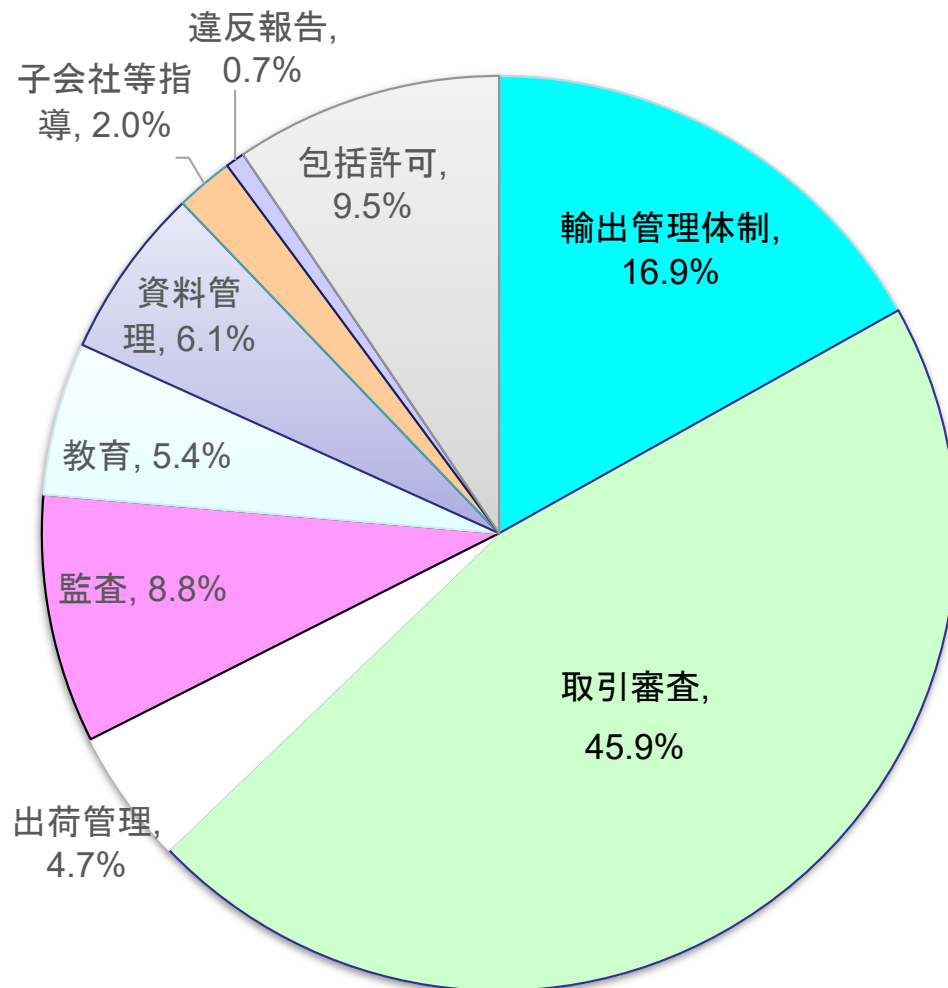
- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査に関する項目が突出する一方、「アドバイス」では取引審査、教育、監査に関する項目の指摘が多かった。

検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	1件	17件	3件	21件
取引審査 (うち、該非判定)	2件 (0件)	32件 (9件)	22件 (6件)	56件 (15件)
出荷管理	1件	4件	2件	7件
監査	0件	6件	16件	22件
教育	0件	1件	19件	20件
資料管理	0件	5件	1件	6件
子会社・関連会社指導	0件	1件	1件	2件
違反報告・再発防止	0件	1件	0件	1件
包括許可	0件	3件	1件	4件
合計	4件	70件	65件	139件

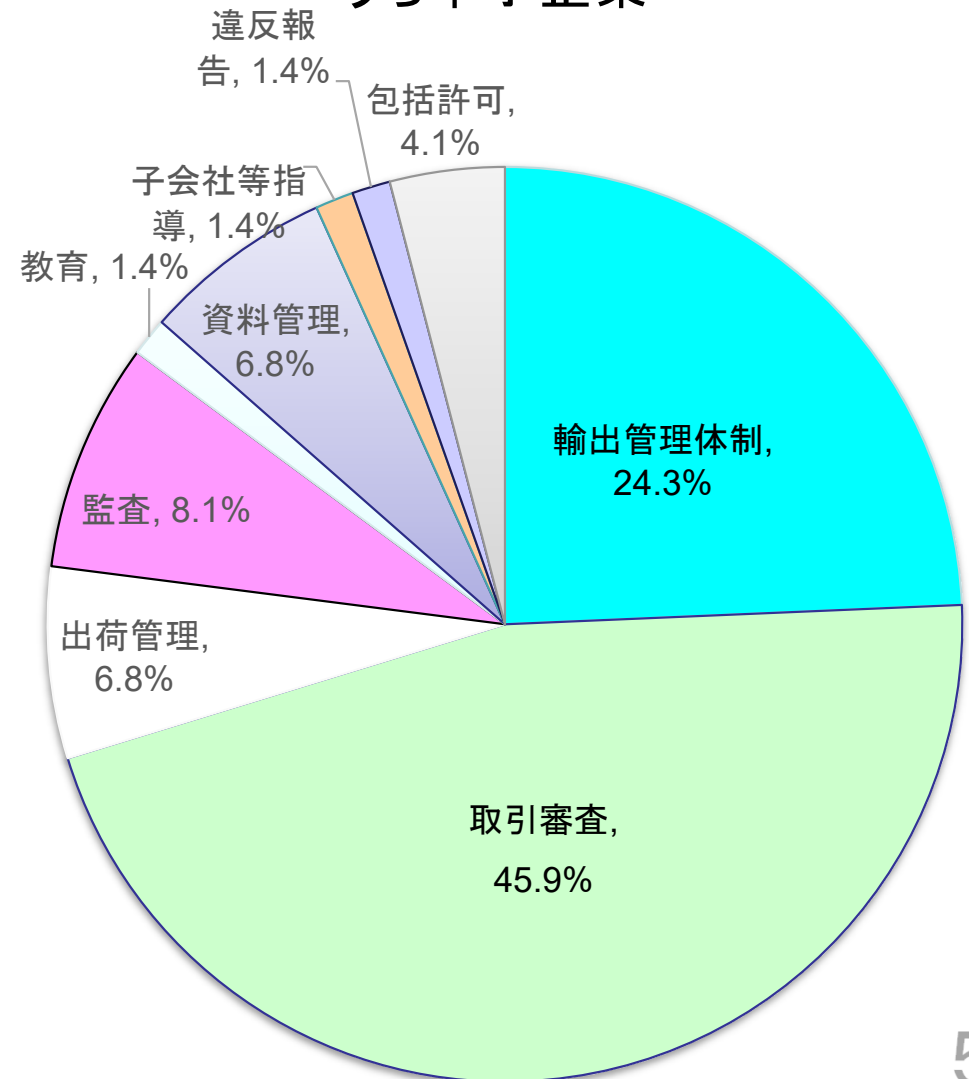
重大な指摘・対応依頼における指摘状況

- 全体的に取引審査、輸出管理体制に関する項目の指摘割合が大きい。
- 中小企業に限定すると、取引審査に関する項目の指摘割合がより大きくなっているほか、輸出管理体制に関する項目の指摘割合も比較的大きい。

全体



うち中小企業



(参考)

立入検査における指摘事項の例

事例	指摘事項
【取引審査関連】	
★継続取引（同一の貨物・用途・需要者）においては、年一回見直しを行うことで取引審査を省略しているが、包括許可証使用時の際も取引審査を省略していた。	• 継続取引時においても包括許可使用時は、輸出の都度、特例の確認も含め、包括許可証の適用可否判断を行うこと。
★輸出先がグループ会社の場合は、用途・需要者確認が行われていなかった。	• 輸出先がグループ会社の場合であっても、用途・需要者の確認を行うこと。
★CPでは、取引の最終判断権者は輸出管理責任者とされているが、一部のリスト規制貨物等については輸出管理部門で承認していた。	• 取引の最終判断権限を委任する場合は、委任先および委任範囲を明確にし、規程類にその旨定めること。
【該非判定関連】	
★他社からの購入品の該非判定において、該非判定書を入手していたが、該非根拠を確認しておらず、判定書の再利用の際に定期的な見直しを行っていなかった。	• 他社からの購入品の該非判定においては、該非根拠を入手して自社においても確認するとともに、定期的な見直しを実施すること。
★不具合返品等の際に、該非判定が行われていなかった。	• 不具合返品等の場合であっても、該非判定を行うこと。
★該非判定は、該非リストを作成して利用しており、法令改正時においては各事業部門で該非リストを見直すこととされているが、実際に見直しを行ったか否かが確認されていなかった。	• リスト規制改正時の見直しの際は、各事業部門からの確認報告を受け、見直しを行った結果を該非リストに記録すること。
★役務は貨物と同時に該非判定書を作成しているが、判定した技術、該当項番・省令の根拠が不明確であった。	• 該非判定については、輸出を行う貨物、提供を行う技術を明確にし、該当項番・省令を確認した上で、判定を行うこと。

(参考)

立入検査における指摘事項の例

事例	指摘事項
【出荷管理】	
★貨物の輸出について、出荷確認が適切に実施されていない事案があった。	• 出荷される貨物の確認に漏れがないよう、手順を見直し、運用すること。
【その他】	
★輸出管理は、担当や最高責任者を含めた関係者が、案件に応じて都度対応しており、組織として業務分担や責任範囲が明確になっていなかった。	• 輸出管理について、実態に沿った適切な業務分担や責任範囲を明確に定め、手順フローについても全社的に周知すること。
★監査の対象期間に漏れがあるとともに、輸出管理部門への監査が行われていなかった。	• 輸出管理部門を含む全ての輸出に関する部門に対し、対象期間にも漏れがないよう定期的に監査を行うこと。また、監査の結果は最高責任者へ報告すること。
★役員に対する教育が行われていない。また、海外子会社に対する指導、教育も実施されていない。	• 役員や海外子会社に対しても、最新の外為法及び外為法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、教育を計画的に行うこと。
★少額特例が適用可能な案件を、包括許可証を使用して輸出していた。	• 包括許可証の使用に際し、取引審査において、特例の適用可否判断を行い、特例が適用可能な案件については、包括許可証を使用しないこと。